

<別紙1>

介護保険施設サービスについて

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇健康診断書の提出

入所に際して、ご利用者の健康管理等のため、原則として健康診断書の提出が必要です。再入所につきましては、状況により提出して頂くことがございます。

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：

介護老人保健施設は入院が必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

従来型個室、多床室

*従来型個室及び2人室（3階のみ）の利用には、別途料金をいただきます。

食事：

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

*食事は原則として食堂(多目的ホール)でお取りいただきます。

利用者が選定する特別な食事の提供：

通常メニューの他、特別な食事を用意しています。ご利用の際は、入所時にお申し出下さい。

*特別な食事の提供には、別途料金をいただきます。

入浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：

業者による出張理美容サービスを実施しています。

*理美容サービスは、別途料金をいただきます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科医に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

担当職員が他施設ご紹介の相談に応じます。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、備えつけの「ご意見箱」をご利用下さい。

介護老人保健施設カトレアンホーム

電話：0438-63-1021

さつき会ご利用者相談窓口

電話：0438-62-7740

(受付時間 月～金曜日 8:30～17:30)

◇第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

<別紙 2>

介護老人保健施設カトレアンホームのご案内
(2024 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 法人名 社会福祉法人さつき会
- ・ 理事長 矢田 高裕
- ・ 施設名 介護老人保健施設カトレアンホーム
- ・ 開設年月日 平成 8 年 8 月
- ・ 所在地 千葉県袖ヶ浦市蔵波 2 7 1 3 - 1
- ・ 電話番号： 0438-63-1021 ・ ファックス番号： 0438-63-2161
- ・ 施設長（医師） 高橋 哲夫
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1250980029 号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設カトレアンホームの運営方針]

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う、そのことにより、ご利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指します。

ご利用者様の意見及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたって介護老人保健施設サービスを提供するよう努めます。

明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

(3) 施設職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
施設長	医師	1名		業務全般の管理・利用者の健康管理	1名
副施設長		1名		従業員及び業務全般の管理	1名
支援相談員	介護福祉士	1名		利用者からの相談及び、他機関との連絡調整業務	1名
栄養士	管理栄養士	1名		食事の提供及び栄養管理、栄養ケアマネジメント	1名
看護職員	看護師、准看護師	5名	4.2名	利用者の健康管理及び指導	9.2名
介護職員	介護福祉士含む	32名	1名	入浴・食事・排泄等、日常生活上の介護	33名
機能訓練指導員	理学・作業療法士	4名		身体機能の維持・向上に必要な訓練	4名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		施設サービス計画の作成等	1名
事務職員		5名		施設事務管理	5名

(4) 入所定員等 ・定員 90名(うち認知症専門棟 44名)

・療養室 個室 10室、2人室 23室、4人室 7室
3人室 2室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴(一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

* これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 利用料金（※以下は1日あたりの利用単位数です）

※介護保険負担割合証で2割又は3割の方は、介護サービス費が2割又は3割負担となります。

(1) 基本料金（地域区分5級地 10.45円）

①介護保健施設サービス費（i）

<従来型個室>

要介護1	717単位
要介護2	763単位
要介護3	828単位
要介護4	883単位
要介護5	932単位

②介護保健施設サービス費（iii）

<多床室>

要介護1	793単位
要介護2	843単位
要介護3	908単位
要介護4	961単位
要介護5	1,012単位

(2) 加算料金

①サービス提供体制強化加算（I） 22単位

③初期加算（I）（入所から30日） 60単位

⑤夜勤職員配置加算 24単位

⑦介護職員等処遇改善加算（I）（総単位数に7.5%）

②認知症ケア加算（2階入所者のみ） 76単位

④初期加算（II）（入所から30日） 30単位

⑥在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I） 51単位

【以下はその対象者に加算されます】

①短期集中リハビリテーション実施加算（I）（入所後3月以内） 258単位

②緊急時治療管理加算 518単位

③所定疾患施設療養費（Ⅲ）（1月に1回連続する7日を限度） 480単位

④外泊時費用（月6日を限度・別途居住費徴収） 362単位

⑤外泊時費用（居宅サービスを利用する場合） 800単位

⑥ターミナルケア加算（当日） 1900単位

⑦ターミナルケア加算（2日～3日以内） 910単位

⑧ターミナルケア加算（4日～30日以内） 160単位

⑨ターミナルケア加算（31日～45日以内） 72単位

⑩再入所時栄養連携加算 200単位

⑪入所前後訪問指導加算（I） 450単位

⑫入所前後訪問指導加算（II） 480単位

⑬試行的退所時指導加算 400単位

⑭退所時情報提供加算（I） 500単位

⑮退所時情報提供加算（II） 250単位

⑯退所時栄養情報連携加算 70単位

⑰入退所前連携加算（I） 600単位

⑱入退所前連携加算（II） 400単位

⑲協力医療機関連携加算（I）R7年3月31日まで 100単位

⑳協力医療機関連携加算（II）R7年4月1日以降 50単位

②経口移行加算（180日を限度） 28単位

②経口維持加算（I） 400単位

②経口維持加算（II） 100単位

②療養食加算（1日に3回を限度） 6単位

②安全対策体制加算（入所時1回のみ） 20単位

②褥瘡マネジメント加算（I） 3単位

②褥瘡マネジメント加算（II） 13単位

②生産性向上推進体制加算（I） 100単位

②生産性向上推進体制加算（II） 10単位

②科学的介護推進体制加算（I） 40単位

②科学的介護推進体制加算（II） 60単位

②かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）イ 140単位

②かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）ロ 70単位

②かかりつけ医連携薬剤調整加算（II） 240単位

②かかりつけ医連携薬剤調整加算（III） 100単位

②高齢者施設感染症対策向上加算（I） 10単位

②高齢者施設感染症対策向上加算（II） 5単位

②新興感染症等施設療養費 240単位

(3) 食費・居住費

①食費 1,700円

②居住費・従来型個室（3F-4F） 1,668円

・多床室 520円

※但し、上記食費・居住費の負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載してある負担限度額とします。

(4) その他の料金

- ①教養娯楽費 100円
②日用品費 450円

③特別な室料 (3Fのみ)

1人部屋 (Aタイプ)	3,300円
1人部屋 (Bタイプ)	2,200円
1人部屋 (Cタイプ)	1,650円
2人部屋	1,100円

④理美容代 実費

- ⑤業者洗濯 4,950円/月 (月途中よりの場合1日165円の日割りとなります。)

⑥外泊時のオムツ利用料 (希望者のみ) 【単位: 円】

- リハビリ用パンツ・おむつL 180円
おむつM 120円
長時間用パット 80円
パット (何でも・ウルトラパット) 40円
パット (スーパー) 20円

(5) 支払方法

毎月末日及び退所時に、請求書を発行しますので、発行後10日以内 (引落の場合は27日) にお支払い下さい。

退所の場合は、退所日に請求書を発行しますので、退所時にお支払い下さい。

(引落の方はご連絡下さい)

お支払いいただきますと領収書を発行致します。

お支払い方法は、現金、銀行振込、引落の3方法があります。入所契約時にお選び下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関

- ・名 称 社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院
- ・住 所 千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5丁目21番

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
- ・外出・外泊
- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取扱い
- ・設備・備品の利用
- ・所持品・備品等の持ち込み
- ・金銭・貴重品の管理
- ・外泊時等の施設外での受診
- ・宗教活動
- ・ペットの持ち込み

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報放送設備
- ・防災訓練 年3回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

9. 外泊

2泊以上の場合は、オムツ代を請求させていただきます。

(※ 帰苑時に枚数を確認させていただき請求時精算となります。)